

## 令和 8 年度 名取市訪問理容・美容サービス事業の概要（予定）

- 1 事業の目的 自ら理容所又は美容所を利用することが困難な在宅の高齢者に対し、理容師又は美容師を当該高齢者の自宅へ派遣することにより、在宅生活の質の向上を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とするもの。
- 2 対象者 市内に住所を有し、ねたきり又は心身の機能低下等のため、理容所等を利用することが困難なおおむね 65 歳以上の在宅の高齢者
- 3 サービス内容 利用者の自宅を訪問し、理容サービス又は美容サービスを提供する。
- 4 実施方法 訪問理容・美容サービス登録認定事業者に委託して実施する。
  - (1) 利用者は名取市介護長寿課に利用の申請を行う。
  - (2) 利用者へ「事業者一覧」及び「訪問理美容サービス利用券」を送付する。
  - (3) 利用者は事業者を選択し、電話等でサービス提供を申し込む。
  - (4) 理容師又は美容師が利用者宅を訪問し、サービスを提供する。
  - (5) 利用者は利用券 1 枚を理容師又は美容師に渡し、サービス料の実費を支払う。
- 5 利用回数 利用者一人あたり年間 6 回まで
- 6 費用負担 1 回につき 1, 5 3 0 円（派遣料として）